

産業構造審議会知的財産分科会 第8回不正競争防止小委員会議事録

○諸永室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会の第8回会合を開催いたします。ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

久貝委員は車の関係で多少遅れるというご連絡をいただいておりますが、本日は、初めてなのですけれども、全ての委員の方々にご出席をいただいております。

そして、オブザーバーとしまして、個人情報保護委員会事務局、内閣知的財産戦略推進事務局、警察庁、法務省、文化庁にご出席をいただいております。

それでは、議事進行を、岡村座長、よろしくお願いいたします。

○岡村委員長　おはようございます。大変申し訳ございませんが、私は風邪が長引いております、少しお聞き苦しい話し方になるかもしれませんが、ご容赦願いたいと存じます。

まず、審議に先立ちまして、事務局から本日の資料につきまして確認をお願いしたく存じます。

○諸永室長　ありがとうございます。それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、委員名簿、資料3-1、3-2、3-3とございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

カメラ撮影はここまでということをお願いしたく存じます。

それでは、前回に引き続きまして、とりまとめに向けた審議に移らせていただきたいと思います。

まずは、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

○諸永室長　ありがとうございます。

本日は中間報告でございまして、資料3-1、3-2、3-3を御覧いただきながら進めてまいりたいと思います。

前回の第7回で、「中間とりまとめ」というタイトルで出させていただきましたが、今回のタイトルでは「中間報告」に変更しております。これは、前身である営業秘密の保護・活用に関する小委員会のときも「中間とりまとめ」というタイトルで行ってまいりまして、我々

は今までも「中間とりまとめ」と呼んでまいりましたけれども、紛れのないようにという意味で、「中間報告」というタイトルに変えております。こちらの答申の位置づけとしましては変わりませんで、名前だけが変わったということで、ご了解いただければと思います。

そして、前回の11月2日に開催して以降、委員の方々におかれましては、メールで意見をいただいたり、その後、対面での意見の調整にもご尽力いただきまして、ありがとうございます。その中で大きな変更点などを今日ご紹介させていただきまして、そして、皆様からご審議いただければと思っております。

それでは、資料3-2、3-3を御覧いただければと思います。

大きく、不正競争行為に関する提案のところ、皆様の意見を踏まえまして、大きく変更を4点行っております。そして、後ほどご紹介しますが、最初にご紹介しますこちらの変更を踏まえたもので文章も提示させていただいております。

大きな変更点ですが、資料3-2を文字で御覧いただきながら、資料3-3の概念図を御覧いただければと思います。

まず1つ目でございますが、転得者Dについて、不正な経緯を知らずに、今までは「善意取得者」といっていた部分でございます。そして、善意取得した人のその後のデータの使用について、前回までの案は、事後的悪意に転じた後において、もともとの権原の範囲内においての適用除外で使用は認められておりましたけれども、そもそもの不正競争行為というところから外すという修正を行いました。

それに伴って、前回までのポンチ絵にありました「⑦」と呼んでいた部分を今回削除しております。したがって、転得者に関しまして、善意取得者であれば、その後の使用行為は今回は「不正競争行為とはしない」という変更を行っております。

2つ目でございますが、これは今までもご意見などでいただいていた部分でございますけれども、転得者に関しまして、不正な経緯を知らないことについて、今までは「悪意重過失」の「重過失」を外しますという修正でございまして、「悪意」のみに限定するという変更でございます。これは転得者の部分は全てでございまして、不正な経緯を知っての部分と、その後の転じての部分も、ともに「悪意」に限定する修正を行っております。⑦、⑧、⑧でございまして。

3つ目でございますが、こちらは今まで転得者の部分の取得という部分を、「悪意」もしくは「重過失での取得」ということで「重過失」が入っていましたので、今回の不正競争行為からは外すという事務局の案になっておりましたけれども、先ほど申し上げましたよ

うに、「重過失」を外すということを行いました結果、取得に関しては「悪意」に限定されることとなりますので、今回、「不正競争行為に入れる」という形での修正を行っております。

この部分を「⑥」として復活をさせています。今までは、資料の中には⑤まであって、いきなり⑦に飛んでいる形でしたが、「⑥」の部分を追加、復活をさせていただいております。

4つ目でございますが、権原のある者Cについて、図利加害の目的をもって使用する行為のうち、「横領・背任に相当すると評価される行為に限定して不正競争行為とする」と、行為の態様の部分を、横領や背任に相当するところに限定をさせさせていただきました。

この部分に関して、ポンチ絵（資料3-3）でいいますと、④の部分に「横領・背任的」という言葉を追加しております。

このような大きく4点の修正を行わせていただきました。

それ以外の部分に関しましては字句の修正などがございますので、資料3-1を御覧いただきながらこの後ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3-1に関して、主な変更点のみ触れさせていただいて、そして、審議に移らせていただきたいと思います。

まず、表紙は、先ほど申しましたとおり、タイトルは「中間報告」と変更をさせていただいております。

1ページ、2ページに関しましては、「はじめに」と「データ利活用促進に向けた制度について」は、データの利用者、提供者のバランスであるとか、海外との比較ということでご意見を多くいただきましたので、その部分の修正を行っております。

そして、前回までは、事務局の提示する案に対して賛成の意見も反対の意見も「主な意見」という形でお示しさせていただきましたが、編集のほうの方針といたしまして、本文の事務局が示している案の部分に反映している箇所に関してはそのままにして、関連する意見として、そこに書き切れなかった意見も含めて、その他のこんな意見がございましたというところを示す形で、関連する意見を示させていただくという編集方針を行っております。

そして、変わった部分でございますが、6ページに飛んでいただきまして、先ほど申し上げましたポンチ絵が変わりましたので、そちらを反映する形での修正を行っております。

そして、7ページですが、こちらも先ほど大きく4つ変更しました部分で、「(2) 著しい

信義則違反類型について」でございますけれども、こちらを第三者提供禁止の条件で提供されたものに関して、④に関して横領・背任に相当すると評価され得る対応で使用する行為ということを明記させていただきました。

一方で、8ページですが、「(3) 転得類型について」、⑦を除外ということと、⑥を追加するという修正を行っております。

そして、委員の方々、関係団体の方々から、「悪意」の解釈をより詳しく書いてほしいというご要望がございましたので、「悪意」の解釈、事例を本文中にも、(3) の(i)の下の「なお」書き以降とその下の注釈4、5を詳しく書かせていただきました。

10ページでございます。こちらに記載の位置の修正を行っております。「4. 正当な目的で行われる行為」でございますが、これは前回お示しして、この場でご議論いただいたところは、権原のない行為者、Bの行為の中で正当目的なものを除くというご議論をいただいていた部分のコメントをこちらに動かしているのですが、これは前回の審議会以降、複数の委員の方々から、この「正当な目的」というところは、悪質な行為の権原のない人の行為だけではなく、全ての部分に係るのではないかといったご意見もいただきましたので、全体に係るところを、「正当な目的で行われる行為」を除いていくことを全体的に行っております。そして、こちらの事例もご意見をいただきながら加筆をさせていただいております。

11ページ、「8. 制度全般の周知及び見直し」でございますが、こちらも多くのご意見をいただきながら、今回、中間報告という形で示していくけれども、この後のガイドライン、そして制度自体も周知を図りながら、そして、見直しも不断に行っていくということを書かせていただいております。

それ以降、2章、3章、4章を書かせていただいておりますが、こちらの加筆・修正は委員の方々からいただいたご意見を参考に、字句の修正などを行っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

ただいま事務局より、「中間とりまとめ」の名称を改めて、「中間報告」としたということを示しました上、その内容の説明をいただきました。これも事務局と協議して、「中間とりまとめって、どっちのことをいっているのか」というのが非常にややこしい状態でしたので、そのような名称に改めたほうがいいのかということになった次第でございます。

そして、これまで、この会議でのご意見や意見書、そして、その後のメールなどのやり

とりや打ち合わせの際に皆様からご意見をいただきました。その委員の皆様方のご意見を踏まえて調整いただいたものと存じます。

その上で、本日の審議は、パブリックコメントにお諮りする中間報告の案ということにつきまして、皆様からご賛同いただけますよう進めてまいりたく存じます。

初めに、第一章のデータ利活用促進に向けた制度について、ご意見をお願いいたします。この第一章につきましては、先ほど資料3-2として示しました大きく4つの変更点の案のご提示がございました。その点を中心に、第一章全体につきましてご意見をいただきたく存じます。

また、本日は、全ての委員の方々からご発言を一言ずつでもいただきたく存じますので、順にご発言をお願いしていきたいと存じます。

まずは、産業界を代表いたしましてご出席をいただいております委員の方々からご発言いただきまして、次に弁護士、弁理士の委員の先生方、最後に有識者の先生方の順で進めていきたいと思っております。

それでは、産業界の委員の方々からご発言をお願いいたします。

まず、野口委員からお願いいたします。グーグルですので、産業界というと怒られるかもしれませんが。

○野口委員　ありがとうございます。一番最初にご指名とは思いませんでしたので、頭がまとまっていないところもあるのですが。

資料3-2を拝見いたしますと、これまで申し上げておりました点についてはかなり案に取り込んでいただいておりますので、その点については感謝を申し上げたいと思っております。

4番の点について念のため確認ですけれども、こちらは横領・背任に相当する行為に限定をしたというご説明をいただいておりますが、そうしますと、従来は、データ提供者のAが、限定的にはありますけれども、外部に広く配っている例えばデータベース等をお金を払って購入している企業は全てC対象になるという理解で、そこから契約違反との違いがどうなのだという点についてかなり議論があったと思うのですが、今回の変更によって、使用の部分につきましては、特に何らか委託関係があるような関係のものだけが対象になったのであって、それ以外のことは通常の契約違反で処理するという形に整理されたという点を一応確認をさせていただきたく存じます。

○岡村委員長　事務局、いかがでしょうか。

○諸永室長　ありがとうございます。7ページにも記載させていただいておりますけれ

ども、委員、ご指摘のとおりでございます。7ページの(2)④に、「横領・背任に相当すると評価される行為態様(委託契約等に基づく当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様)」と書かせていただいていますので、委員ご指摘のとおり、あぶり切りのような形でお渡ししていてというのは、第三者提供禁止というところがあれば第三者提供禁止ではあるので、提供というところは禁止になると思いますけれども、市場に関しては、委託契約のようなところ限定するという形でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

引き続きまして、長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員　長澤でございます。予想とは順番が違ったので、私もまだ準備ができていないのですが発言します。

木村審議官、諸永室長とも何度かお話をさせていただいて、非常によく努力をさせていただいたことに、まず感謝申し上げます。

特に重過失のところ、そして、今、野口委員もおっしゃった点が非常に気になっていたところ。権限のある者Cの使用は、かなり起こり得る態様だったので心配していたのですが、横領・背任に相当する行為を対象にするということですね。我々のように法曹の者ではない者からすると、この中間とりまとめの文言でもまだ少し心配はあるのですが、話をお伺いしている内容からすると、十分理解できると思います。

例えば、「委託契約等に基づく当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様」というところですが、「委託契約等」ということは、それ以外の契約もあって、いわゆる営業秘密ではなくても、秘密保持義務を負うことというのは非常に多いと理解している中で、「当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様」というのは、すぐには分かりにくい面があります。

単に契約で書かれている秘密保持義務を破った場合というのは含まれないと理解しているのですが、そのようにも読めなくはないとも思えます。これは、単に文言を捉えているだけなのですが、気になっています。「委託契約」で規定されたものというのは非常に分かりやすいのですが、「等」がついていることによって、ちょっと広がりが出てくるような気がしました。

それから、「悪意」のところ、これも非常に努力をさせていただいて、8ページと9ページの脚注に書かれていますが、まさに我々が心配していたところが反映されていて、この文章に対しては賛同できます。

あとは、この取りまとめがガイドラインとか条文上にどのように反映されていくのか非

常に興味がありますので、もし今既に考えておられることがあれば、ご教示いただければありがたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。「委託契約等」というのは、請負などの場合もありますので、当然、委託だけに契約関係を限定するということにはもっていきにくいのではなかろうかということもあろうかと思います。

ほかの点で、事務局、何かございますか。

○諸永室長 ガイドラインや指針に関しては、まさに「悪意」の部分で、より明確化を図っていきたいと思いますので、ワーキングの中で検討するのか、事務局として皆様にお諮りするのか、進め方はいろいろあると思いますけれども、より明確化を図っていきたいと思っています。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、近藤委員、よろしくお願ひいたします。

○近藤委員 ご説明、ありがとうございます。まずは、これまでいろいろな意見、議論があった中で、このような中間報告の形にまでもってきていただいた座長及び事務局の皆様へ感謝申し上げたいと思います。

いろいろな意見がある中で、こういった形で落ちつきつつあるのですが、データ利活用に向けた環境づくりということの第一歩かなと思っています。ですので、パブリックコメントに付すにはいいのかなと思っています。

この報告書の中にもありますが、これが最終的に法律として成立した後も、実態をよくチェックしていただいて、必要な改正などはよく考えていくということをお願いしたいと思います。

総括のコメントは以上です。

それで、少し細かなところで確認をしたいのが7ページにございます。④と⑤のところですけれども、(2)の下のところをぱっとみると、「図利加害目的」というのが④と⑤の両方にかかっているようにも見える中で、前のページの図は、④には「図利加害目的」が書いていなくて、⑤だけに書いてあるので、このあたりはうまく整合性をとって表現されたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○諸永室長 ご指摘のとおり、④にも「図利加害」がかかっていますので、分かるよう

な形で示させていただきたいと思います。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

では、引き続き、河野委員、お願いいたします。

○河野委員　　ありがとうございます。私どもも、今日資料3-2でお示しいただいた、特に転得者の扱いのところが非常に懸念の大きいところでしたので、今回、悪意に限っていただいたということと、善意の転得者については、使用についてもご検討いただいたということで、ご検討とご対応に感謝を申し上げたいと思います。

第一章については、書かれている内容におおむね賛成をいたします。

これはパブコメに諮るための報告案ということですので、少し先走った発言になってしまうかもしれませんが、パブコメ後、この内容で進むことになった暁には、ぜひこの報告書に書かれている内容を忠実に条文に反映していただけることを強く期待したいと思います。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員　　最初に、今回の中間報告とりまとめに向けて、事務局の方には何度も丁寧なご説明をいただきまして、大変ありがとうございます。労を多として感謝申し上げます。

それから、私どものほうから、基本的には、このデータの利活用には、より新しいビジネスをつくるというのが大きな目的で、そのための一定の法が必要だという、その考えはバランスをとっていただきたいということも再三申し上げておりましたが、そのとおりにやっていたらということ、それも大変ありがたいと思っております。

私どもの関係は中小企業ですけれども、幾つかのデータベース屋さんがいまして、それは既存のビジネスをやっておられるわけですが、そういう方々の声は、もちろんパブリックなデータを活用するということと同時に、他からデータを購入して、それを加工して売るといった業種でもありますので、そういう意味で、後でそのデータが使えなくなるということについて懸念がありました。そういう点でのバランスをとっていただいているという点でも、ありがたいと思います。

それから、先ほどご説明がございましたけれども、10ページで、制度目的のところにつきましても、限定せずに広いカバレッジでこれを位置づけていただいたという点でも、それも活用に配慮したということ、よかったのではないかと思います。

この議論がまとまりますように期待しております。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。

引き続き、大水委員、お願いいたします。

○大水委員　まず、拝読いたしまして、1年ぐらい前からでしょうか、前の委員会からずっと議論してきた内容を、とてもいいバランスで最終的に反映していただいているのではないかという感想をもちました。そういう意味では、事務局の方々、そして委員の皆さんの成果ということで、この内容については特に異議はございません。パブコメについても、河野委員がおっしゃったように、しっかりと反映した形でやっていただければと思います。

将来に向けてということで、幾つかコメントをさせていただきたいところがございます。これはもし不正な行為が行われた場合ということでの規制という形になるのですが、本来は、データを不正に使われないようにするにはどうすればいいかというところがあって、それにもかかわらずというところがございますので、そういう意味で、これがあるから安心というわけではなく、むしろデータを扱う側のほうも、技術的な管理手段であったりいろいろな契約であったりというところで、しっかりと保護をしていくということをあわせてやっていく方向で議論を、あるいは社会の流れをつくっていただきたいと思っております。

予防法務という観点からは、そのときに何が起こるかといった予見可能性が事業をやっていく中で重要となりますので、その点に配慮をしていただきたいと思えます。だれに向けてというわけではないのですが。

その中で、今回の中間とりまとめの主な意見あるいは関連する意見といったところで、将来に向けてのエンフォースメントという観点でのグローバルな視点ということに触れていただいていること、それから、今後のビジネスの変遷に応じて法規制の内容も見直していくということにも触れていただいていることは、非常に感謝申し上げます。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

続きまして、池村委員、お願いいたします。

○池村委員　ありがとうございます。まず、この中間報告案をとりまとめいただくに当たりまして、経団連知的財産委員会企画部会のほうにも、また、個社のほうにも何度もご説明、意見交換に来ていただき、本当にありがとうございました。いろいろな意見がある

中で、双方の意見をくんで、とりまとめていただいたものと考えております。

ただ、一方では、経団連から意見書として書かせていただきましたように、特に⑧の取得時善意、事後的悪意のところにつきましては、将来的にまだ予測をし得ないデータビジネスが起こってくることを考えると、そのときに何が起こり得るか、どういう支障が出るかというのはまだ分からないといった懸念とか、また契約違反を要件として、善意取得者の行為を差し止めるのは酷であるというような声もまだ聞かれております。

この点につきましては、河野委員、大水委員のほうからもありましたけれども、中間報告の8. で書いていただきましたが、今後、パブコメ、ワーキンググループでの論議などを通じてさらに市場関係者の意見を収集して、その出された意見次第では、中間とりまとめの考え方を修正するといったことも含めて、柔軟な対応を希望したいと思います。

それから、繰り返しになりますけれども、企業実務に不具合が生じるということも今後出てくる可能性もありますので、そのときには機動的に法律改正といったことにも結びつけていただきたいと思います。

経団連といたしましても、パブコメ等を通じて、引き続き、産業界の意見集約を行い、その内容を発信していくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

ここまでの第一章についての全体的な話ではありますが、もう1つ、私自身、今回の委員会を通じて感じたところを少し意見として申し上げたいと思います。

営業秘密と今回論議されたデータとの境目と申しますか、今回対象としたデータの範囲がまだやはり分かりづらいところがございます。と申しますのは、2回ほど前だったかと思いますが、化学業界から大きな懸念としてプレゼンとともに意見書が出されました。この委員会の中でも、それは営業秘密として扱えないものでしょうかという声はず最初に出てきたように、聞く側、話す側によって、その境目のとらえ方が違うということもございました。

それから、私は不勉強で知らなかったのですが、世間ではオープンデータライセンスという言葉もあるようで、オープンデータといっても全く自由に使えるものではなく、ある種のオープンデータを契約のもとに使うということも、今、世間では進んでいるということもございますので、この委員会でご紹介がありました事例のいくつかは、かなり守りたいというほうに偏ったところ、つまり営業秘密に近いところのデータのご紹介に寄っていたような気がいたしますので、よりオープンに使うというデータも含めて、今後、ワーキンググループの中でも論議していただき、いろいろな事例を積み重ねていただければと思

っております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。大変貴重なご指摘でありまして、その点は何がオープンデータの範囲に属するののかということも含めて、また田村委員のもとでのワーキンググループで活発な議論を期待したいと、私からもお願いしたいと存じます。

では、引き続きまして、弁護士、弁理士の委員の先生方から順番に、まず、水越委員からお願いいたします。

○水越委員　ありがとうございます。最初に、転得者類型で悪意に限定するなど、両面のバランスまたは実務への混乱について考慮いただきまして、要件の明確化に努め、また、そのバランスをとっていただいたことについて、感謝を申し上げたいと思います。

その意味で、現在示されている各類型の案の考え方については賛成したいと思います。その上で、2点申し上げたいと思います。

1点目は、2ページの必要性を書いているところで、この議論の出発点として、例えば、契約で十分ではないのか、という声があったり、そういう見方をするという点に関して、3段落目ですが、契約をしても信頼を裏切られてしまうという、ここの契約に対する不信感のようなものが少しあらわれているところが気になります。これは文化の違いなどもあると思いますけれども、欧米ですと非常に細かく規定されていて、日本ではあっさりした契約書を使ったりとか、そういう傾向の違いもありますが、例えば、3段落目の2パラ目の「契約違反として対応することも可能である」のあたり、注釈など続きで、「戦略的な契約実務が引き続き重要であるが」と入れていただければいかがでしょうか。これから中小企業に周知していくにつれて、不正競争防止法もあるのですが、まず、契約を締結するとき、どういう条件で利用を許諾したりデータを受け取ったりするかが極めて大切だ、というところから周知していただきたい、また、契約は引き続き日本においても重要であるということ、可能でしたら、メッセージとして入れていただいてもよいのかなと思っております。

それから、2点目は細かい点ですが、11ページで、海外での将来的な課題として、エンフォースメントの点にコメントを入れていただいたのですが、注釈のところにあります「また、日本の不正競争防止法が適応……」は、「適応」ではなくて「適用」かと思しますので、細かいですが、コメントをさせていただきたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、2ページの表現の工夫を検討したいと思いますので、その際にはまたご意見を具体的に賜ることになるかもしれませんので、お願いいたします。

それから、11ページは、ミスプリントで、「適用」ですね。ありがとうございました。

○水越委員 はい。ありがとうございます。

○岡村委員長 では、引き続き、林委員、よろしくをお願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。私も、座長はじめ事務局の皆様の昼夜を分かたず、週末も深夜までのおとりまとめにご苦労いただきましたことに、感謝申し上げます。

私がこの会議ですっと申し上げてきたことと報告書のアプローチが違うことは、客観的に明らかですが、これでおとりまとめいただくことに異存ございません。ただ、今後、田村先生のワーキングで議論していただく際に、いま一度申し上げておきたいのは、データは「新たな情報財」として利活用最優先の制度設計にしていきたいということでございます。

第6回でも、また、本日も久貝委員も言及されていたように、データ提供者はデータ収集者でもあります。今、ビッグデータとして念頭に置いているデータは、もともとは個人から出ているものも多うございます。「命と金」と言われますけれども、金融部分での消費者の個々のデータ、電力のスマートメータなどのユーザーのデータ、自動車の運転者のデータ、ヘルスケアの患者のデータ、こういったものは提供者が個人であるケースもございます。また、もちろんメーカーがセンサーで取得されたデータを提供する場合もあります。

今後、データ利活用、ビッグデータをつくっていくプロセスの中では、この図の提供者Aがデータサービスの事業者ではないケースも念頭に置いた、全体的な制度設計をしなければいけないと思います。その点で、差止めの客体、行為の明確化、これが欠かせないと思っております。

もともと、差止請求権を設けるべきか、それとも契約の高度化で足りるのかという点について、私は、まずは契約の高度化だろうと思っております。それはなぜかと言いますと、例えば、営業秘密でもノウハウライセンスであったり、ただいまもお話に出ましたオープンデータについてもオープンデータライセンスとして、欧米各国においては、そのライセンス契約の高度化が行われております。

そういった契約の高度化をまず行って、それで足りないところを排他的請求権でカバーしていくというのが望ましいと思っていたわけです。実際、データの同一性の立証ができ

なければ差止めもできません。本当にそれで安心してデータが出せるのかという点では、みずから守るデータの同一性を確認する措置をとっていなければ立証できないわけです。そういった制度を設けることにどれだけメリット、実効性があるのか疑問であり、むしろ遵法精神の高い利用者側のほうが委縮してしまうデメリットもあるのではないかと、そんな懸念をもっております。

ただ、全体として、ここまでのご努力でとりまとめいただいたことについては従いたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 大変貴重なご意見をありがとうございました。

では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。今回のまとめ案に関しましては、岡村座長はじめ事務局の皆様には多大なるご努力をいただき、このようにコンパクトにまとめていただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今回のまとめ案に関しましては、データの適切な利活用を促進するという視点で、データ提供業者とデータ利用者の両者のバランスを図っていただいたまとめ案だと思っております。今後、さらにどのような新しいデータビジネスが生まれてくるか分からない状況ですので、現時点では、まずは必要最小限の民事措置を導入するという、このまとめ案に賛成でございます。

また、今回の制度設計に関しましては、中小企業に対しましても、新たに導入しようとするこの制度を周知する十分な期間が必要であると思っておりますので、現時点で、このまとめ案をパブコメに付すということについても賛成でございます。

それから、11ページの8.にも書いていただきましたように、今後、この制度の運用状況や新しいビジネスの展開の動向も踏まえて、必要であればさらに見直しを行っていただきたいという要望を申しあげまして、私の意見とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。たしか平成2年に営業秘密を考えていたときは、米国に脅されながらつくっていたような感じがするのですが、それから比べると、約27年を経緯して、世界で初めてデータをこういう形で不正競争防止法で守るという立法をこれ

だけの調整を経てつくったというのは、関係する岡村先生はじめ関係者の方々の偉大なる成果であるとともに、この成果をさらに実のあるものにしていただきたいと心から思うわけでございます。

その意味でいうと、ビッグデータ利活用促進法制があり、契約についてもいろいろなものが示されていて、今回、この不正競争防止法における規制法ができて、もしかすると、もっとプラスアルファということが今後出てくるのかもしれませんが。経済産業省なので、そこは知恵を出していただいて、流通促進のための技術的検討をすることになるかもしれない。あるいは、いろいろなコンソーシアムの組み方なのかもしれない。そういうところをさらにつけ加えることによって、利活用促進、契約、規制法、プラスアルファで、利活用が推進されることを切に願っております。

1点だけ細かいことを申しますと、4ページですけれども、よく知り合いに、「これは本当にビッグデータの保護なのか」といわれるので、私が「集合物」という言葉を持ち出させていただいているところがございます。今回も「集合物」という言葉を使っていたいてはいるのですが、ここの有用性のところで「集積」という言葉もちよっと使っておられます。もしかすると、まだワーディングが練られていないのかもしれませんが。「集合物」なり「集積」なり、そういうワーディングを工夫することによって、ビッグデータの保護であるという趣旨がもっと前に出ることを期待したいと思います。

以上でございます。

○岡村委員長　大変熱い言葉をありがとうございました。そのワーディングにつきましても、個別にまたご指導をお願いするかもしれませんので、その際にはよろしく願いたします。

それでは、引き続きまして、有識者の方々から、矢口委員、宮島委員、春田委員、田村委員、そして、最後に相澤委員の順番でお願いしたく存じます。

では、矢口委員、願いたします。

○矢口委員　ありがとうございます。私からは、ガイドラインについて若干補足したいと思います。

前回は申し上げたのですが、実際の裁判では、ガイドラインをどこまで参考にするかということにつきましては、事案次第かなと考えております。今回作成予定のガイドラインにつきましては、その内容がまだどのようなものになるか分かりませんので、現時点ではなんとも言えないところですが、ただ、これまでのことをご紹介しますと、例えば、

特許庁が作成しています特許に関する審査基準というものがあるのですが、これが裁判規範でないことは明らかなのですが、専門官庁である特許庁が専門的知見を踏まえて策定した解釈基準でありまして、裁判所におきましても、特許権に関する事件に関して、この審査基準を適宜参考にしているということは事実であります。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員　ありがとうございます。大変なとりまとめ、どうもありがとうございました。

私は当初から、一般のそれほど知財とかこういったことに詳しくない人たちに対する委縮効果が出てしまうのではないかと。これが本当にデータの利活用を推進するというふうには伝わるかどうかということとずっと心配し、気にしてきました。

そうした中では、この先も、ガイドラインをつくる際に、そんなに知見がない人にとってもこれが右か左か、大丈夫かどうか、不安を感じさせないような明確なものになるというと思いますし、とりあえずまず一步前に進めることが大事だと思うのですが、実際に法律が施行された後でも、状況を丁寧にみて、そして見直しをしっかりとっていくということを改めて確認したいと思います。

多くの一般の人はこの報告書を全部読むということはほとんどなくて、むしろ、クォートされた記事とか、あるいは短いものになったときにこの法改正に触れると思うのです。そういう意味では、資料3-3を今回つくっていただきましたけれども、これは普通の方にも分かりやすくなったのではないかと思います。こうしたものも利用しながら、一般の知財に詳しくない記者の人でもわかるような丁寧なご説明をいただいて、そして、記者が間違った記事を書かないように気をつけながら進めていただければと思います。ありがとうございました。

○岡村委員長　今の宮島委員のご意見は、私からも同様の趣旨をお願いしたく、事務局に対して要請をさせていただきたく存じます。ありがとうございます。

それでは、春田委員、お願いいたします。

○春田委員　まずは、事務局の皆さん、本当にお疲れさまでした。とりまとめに当たっていろいろご苦労されたのではないかと思います。本当に敬意を表します。

基本的に事務局案には賛成という立場で意見を述べたいと思います。

まずは、今回のとりまとめが公正なデータの利活用の促進につながるということを望んで、このとりまとめを進めていただければと思っております。そのことも含めまして、2点ご意見申し上げたいと思います。

先ほど、資料3-2の中で、2. に、不正な経緯を知らないことについて重過失がある場合は、「不正競争行為としない」ということでございました。我々はこれまで、重過失については不正競争行為となるということであれば、その行為を明確にすべきだということで主張してきたところでございます。

今回の事務局の案には賛成いたしますけれども、重過失を犯すことが不正競争行為の対象にならないので、犯してもいいのではないかという逆のとらえ方をされないように、留意していく必要があるのではないかということです。

それから、1. にありますとおり、不正な経緯を知らずに、事後的に不正な経緯を知った後の使用について、従前の権原の範囲での使用については適用除外になるということがありますが、ここについても、事務局の意見に賛成の立場なのですけれども、あるいは、事後的に不正な経緯を知るということ自体が余り望ましくないということがございますので、こういったことが起こらないように事前に経緯を確かめるなど、きちんと対応していくことも必要ではないかと思っております。

少し懸念を申しますと、先ほどの重過失の話であれば、悪意はあるのだけれども、例えば、重過失のふりをするだとか、事前に知っていたのだけれども後から知ったふりをするだとか、今回のまとめがそういった法の抜け穴にならないように、そういうところの懸念も含め、ガイドラインで補強していただければと思っております。

最後になりますけれども、何はともあれ重要なのは、データを取り扱う企業、そして、それに関連する従業員の皆さんも含め、倫理観を醸成していくことではないかと思っております。社内教育等を含め、そういった倫理観の醸成に向けた取組を進めていく必要があるのではないかと思います。

そして、最終的には、倫理観をもっていれば、こういった不正競争行為というのは起こらないと思っておりますので、そのあたりも含めて、少しガイドラインに盛り込んでいただければありがたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長 座長といたしましても、今ご指摘の倫理観、そして、そのための教育啓発活動は大変重要なことだと思います。その意味で、大変深い言葉ではないかと思います

ので、賛同いたします。

では、引き続きまして、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 事務局の方、大変ご苦勞さまでした。私も反対をするものではありません。ただ、資料の3-3を見ますと、少しバランスがよろしくないかなと思うところもないわけではありません。転得者Dが悪意取得の場合の使用(⑦)は不正競争行為になりながら、他方、正当取得の場合の使用が完全にセーフになっていることは、先ほどからのご意見を伺っていても、非常に強いさまざまなご意見の中でおまとめになられたものだと思います。この区別の理由をぎりぎり説明するとすれば、権原外の使用でも善意取得の場合はセーフになるのですけれども、そうはいつでも、それまでアウトにしたのでは権原の内か外かの判断が不明確なためにデータの使用に委縮効果が出るやもしれないという反面、提供ではなくて使用なので、データ提供者Aに与える影響が相対的には小さいという事情があります。事務局の提案はこれらの事情の比較衡量の上でのぎりぎりのご決断ではないかと思えますので、尊重したく思います。

先ほどから度々ガイドラインの話が出ておりました。私はしばらく授業と重なってしまい欠席しておりまして、その前までは誰がつくるのかは決まっておらなかったもので、私も気楽に、ガイドライン、ガイドラインと申し上げておりましたが(笑声)、今やいつの間にか座長ということになっておりますので、軽々しくいえないなと思いながら、大変重く受けとめております。

それで、まだ事務局とは何の打ち合わせもしていないので、今から申し上げることは私の勝手な意見になります。今回、あるいは、出来上がったガイドラインを見てから、おしかりをここで受けるということで結構であります。今考えていることを少し申し上げようと思います。

それは、このいただいた枠組み、さまざまな規定——これから条文化もされるのでしょけれども——、この規定自体の趣旨、あるいは条文化された個々の文言などの趣旨に従ったガイドラインをつくらうと思っている、ということです。例えば、今回、善意取得の場合でも事後的に悪意になった場合に不正競争になることが提案されていましたが、ガイドラインを作成する際には、なぜ「悪意」が入っているかというその趣旨を考えることになります。長澤委員から少しご指摘がありましたけれども、重過失を省いたということが大変意味のあることで、似たようなものにプロバイダー責任法というものがあります。あちらのほうでは、情報が流通していることを知らないでというように、場合によっては免

責規定の要件として知・不知が入っているのですが、これは、ああいう場合には、積極的な調査義務は課さないという趣旨だと思っております。そういう趣旨に鑑みてガイドラインをつくっていくということでもあります。

また、図利加害についてガイドラインをつくる際には、単なる悪意を超えて図利加害まで要求している。半面、不正競争の目的は入れていない。それはなぜなのかという発想を経ることになります。そうすると、普通に考えれば、図利加害要件は、先ほどの悪意以上に、正当な利用に対する委縮を防ぐという趣旨だと思います。逆に、不正競争の目的、つまり、競争関係までは要件に入れてないということを考えながら図利加害の趣旨を考えることになります。そういう形で、趣旨を明確化した上でガイドラインの策定に移りたいと思います。

その趣旨明確化のようなガイドラインのつくり方ですが、今日もいろいろとご意見をいただきましたから、なるべく表現を明確化したいと思います。その趣旨は、時としてガイドラインにありがちな諸事情型というか、総合考慮型というか、そういうスタンダード型よりは、なるべくルールで書きたいなと思っている、ということです。

ただ、ずっとよい話ばかりしているのですが、逆にいいますと、ルールで書こうといたしますと、反対とか異論がありそうだというときも、ある意味でこれらを押つぶすようなことになってしまいかねません。そのときに、もしルールで書かなければ、そこは総合考慮を要し、あとは裁判所での判断となるという感じでまとめるやり方があります。他方で、いろいろお話を聞いていて、また、私の性格もありますので、そういう場合もルールで書いて、ただ、余り強権的にしたくないので、異論がありましたと書く、あるいは、もし拮抗していればそのときはいたし方ないので両論を併記するという形でのガイドラインも——審査基準でこういうことはあり得ないと思いますが——あり得るのかもしれない私は思っております。

その上で、この方針自体、またもんでいただく必要はありますし、出来上がったものに対していろいろたたいていただければと思っております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。いずれにせよ、田村委員にはワーキンググループで大変ご負担をおかけいたしますが、ひとつよろしく願いいたします。

では、最後に、相澤委員、お願いいたします。

○相澤委員　飛躍的に情報通信技術が発展し、その発展の加速度が増している現代社会

において、企業が発展していくためには、大量のデータを活用していくことが求められます。そこでは、自社のデータを利用するばかりではなく、他社の有するデータも含めて、データを利用することが必要になります。そのようなデータ共有を進めて行くためには、データを有している企業がデータを提供し易いような環境を整備することが必要となります。

この小委員会で検討されている不正競争防止法によるデータの保護も、データの共有を促進するための制度の整備として、理解されるべきものです。データの利用を促進させるための制度改正でありますから、データを利用する者によって制度整備が十分に理解され、制度を現実に円滑に運用する技術的な環境が整備されるようにしなければなりません。

これまでの委員会における検討においては、不正競争防止法による保護がデータの利用を阻害するのではないかという強い懸念が示されました。緩やかな規定に対する懸念には、十分な理由があります。この懸念を解消すべく、できる限り構成要件を明確化するという基本的な考え方の下に、保護の対象とするデータを特定し、不正競争とされる行為を明確にし、データの流通に配慮して、転得者に対する権利行使も限定する方向で、中間とりまとめが作成されたものと理解しています。立法に際しても、この委員会で示された各界の懸念が法律上明確に規定され、その懸念を払拭することが期待されます。また、指針を策定する場合には、その法律的根拠を法律上明確に規定することも期待されます。

なお、立法は、データの提供を阻害する事態が発生しているという顕在化した立法事実（課題）があり、その課題の解決のためになされる場合に限られるものではありません。経済政策的見地から投資活動を促進するために、立法がなされることを否定すべきものではありません。また、いったん、立法がなされたからといって、その立法によって認められた利益を既得権として、将来にわたり保護すべきというものでもありません。知的財産法は、経済政策立法として、その時々状況に応じて、考えられるべきものです。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。

それでは、第一章につきましては、皆様方のご意見はほぼご賛同を得られたと理解をいたしました。

続きまして、それ以外の部分、すなわち、第二章、第三章、そして最後の第四章の3つの章に関してのご意見をお願いしたいと思います。

こちらは、ご発言を希望される方は、いつものようにネームプレートを立てていただきたいと思います。もしご意見がないようでしたら、適宜、また順番にという形もあり得る

と思いますので。いかがでございましょうか。

では、水越委員、お願いいたします。

○水越委員　ありがとうございます。第二章につき、おまとめいただきましたことについて、こちらでも感謝を申し上げたいと思います。

その中で、ソフトウェア業界のビジネスモデルの変化ですとか、現状の課金のシステム、というプレゼンをさせていただきました。データの取決めは未来というところもありますけれども、ソフトウェアの現状についてアップデートしていただくような形で手当てをして、各場面について皆様にご検討いただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。

短いですが、以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、河野委員、お願いいたします。

○河野委員　ありがとうございます。私も第二章についてです。技術的制限手段に関する規制については、20年前に導入されて、10年前に見直しが行われたということですが、こちらはその技術の進歩ですとか、事業活動への副作用の懸念があるということから、必要最低限の手当てをしましょうということですずっときていたものでございました。

今回の検討につきましては、事務局の方におかれましては、細かい技術的な内容についても非常に時間を使っていただいて大変正確に理解をしていただいた上で、対応しなければいけないことには的確に対応しつつも、副作用は最小限に抑えるという内容にさせていただいたと思っております。大変感謝をしております。ありがとうございました。

○岡村委員長　ご賛同のご意見、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。では、大水委員。

○大水委員　第四章についてですが、これは前回入ってきて、余り議論する機会がなかったものですから、ピント外れの意見になるかもしれませんけれども。

まず、インカメラ手続の導入につきましては、その全般の方向性としましては、当事者の立証のバランスという観点で適切なものではないかと考えております。

その中で1つ、私自身が完全に腑に落ち切っていないところがあって、事務局の方からいろいろご説明いただいて大分理解してきたのですけれども、侵害を立証するためにという中で、特許であれば、特許のクレームと製品を当てるということで、比較的分かりやすいところはございますが、営業秘密侵害というときには、営業秘密と実際の製品のプロセ

スというだけではなく、その入手の過程等も含めて、立証の対象が若干違うところがあるのかなと予想しておりまして、そのときに、前回いただいた資料では「提示書類により」というところですが、その提示書類の範囲が過大になって、被告のほうが多大な負担になるようなところのバランスを運用でとっていただけるのかというところで、特許法の場合とこの不正競争防止法営業秘密の場合とで違いがあるのかないのかというところを検討いただいた上で、進めていただきたいという希望でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

今の点、事務局から何かありますでしょうか。

○諸永室長　もし具体的にご懸念の部分がありましたら、これからパブコメなどの期間もでございますけれども、大水委員ご自身もそうですし、日本知的財産協会の方々からも、具体的に教えていただけると検討が進むと思いますので、よろしく願いいたします。

○大水委員　そういう意味では、確認ですが、この不正競争防止法の営業秘密侵害の場合の侵害を立証するためというのは、単に対象物がその営業秘密の技術が使われているだけではなくて、その営業秘密がとられたというところまで含めての立証を対象にしていると理解してよろしいのでしょうか。

○諸永室長　具体的などの侵害事案かは別として、今回のインカメラ手続の部分は文書提出命令の必要性の判断であったりという部分なので、その部分に関しては、多分、特許法と同じで、被告側の中に営業秘密があるかないかというところですので、その判断は、まさに裁判官のほうで実際に文書提出命令を行うかですので、そんなに差はないかなと思っております。

○大水委員　そういう前提でございますね。そうすると、盗んできた、他者の営業秘密を入手した入手行為というところまでは入らないと理解してよろしいですね。

○岡村委員長　では、長澤委員。今の点ですね。

○長澤委員　個人的には、ここで出てくる方は、公正中立な第三者の技術専門家という人がインカメラ手続による証拠のをするべきかどうかというサジェスションを裁判官にされるということなので、基本的には、営業秘密であっても、その技術的な内容が、これは明らかに営業秘密を使ったものではないかと推測できるかどうかに対しての助言を与えるような方を言っているものであって、途中の経緯がどうか、だれから盗んだとかは、直接は関係しないと私は理解しております。

○岡村委員長　私の理解でも、これはもともと特許法で話し合われているのは、特許に

付随して営業秘密であるからということ、文書提出命令を拒んで争うということが濫用されているようなことに対処するためにこのインカメラ方式を使うという形で、特許法の改正の際に営業秘密という言葉は出てくるような状況ですので、それを踏まえて、どちらかという、特許法など産業財産権用のものを準用するという形でいきますので、今後、今、大水委員がおっしゃった議論も踏まえて、特許のほうの改正の舞台でいろいろなご意見等々が出されて成熟していき、それを不正競争防止法のほうについては準用していくという形になりますので、むしろ、特許法の改正の舞台でそういう細かなことに踏み込んで検討されると思いますし、恐らく知的財産協会からももちろん出席しておられますでしょうから、そこでの議論ということが主な舞台になろうかと存じます。

では、杉村委員。

○杉村委員　この第四章の件につきましては、特許制度小委員会でまた来週議論をされると聞いておりますが、これまでの経緯に関する幣職の理解ですと、長澤委員がおっしゃいましたように、「技術専門家」は、公正中立な第三者の技術の専門家でございますので、裁判官が文書提出命令の必要性の判断をする際に必要に応じて技術的な観点からのサポートをするものと理解しております。例えば、特許権の侵害訴訟等におきましても、侵害か否か、技術的範囲に入るか否かということ、専門委員が意見を述べることでないことと同様に、営業秘密であるのか否か、盗用したか否かという判断をするものではないと理解をしております。

○岡村委員長　特許庁の方がおみえですので、先にご説明いただいてからでよろしいですか。

○大水委員　はい、いいです。

○岡村委員長　では、お願いいたします。

○武重特許庁総務課企画調査官　ありがとうございます。今、杉村先生からもありましたとおり、本件に関連する特許法の改正につきましては、来週、特許制度小委員会の中で議論させていただく予定にしております。

そして、今までご指摘もありましたとおり、この文書提出命令の必要性の判断というところについて、判断が困難な場合があるだろうということ、その特に判断が困難な場合の典型的なものとして、技術的に判断が難しいというときに、事前に判断することを技術的専門家にサポートしていただくという制度があったほうが、適正にこの文書提出命令の発令ができるのではないか、その必要性の判断ができるのではないかということから、今、

検討させていただいております。

○大水委員　今の長澤委員と杉村委員のご説明で大分わかってまいりました。そういう意味では、技術的な専門家が見れる範囲内のことを想定されているという前提で、現状の文書提出のところは侵害行為について立証するためという意味ではかなり広く読めるところもありましたので、その点についてクラリフィケーションをいただければ結構だと思います。

○岡村委員長　ありがとうございました。

報告書の16ページにも、そういうことを踏まえまして、下から2段落目のように、「上記の趣旨の特許法改正が行われるのであれば、不正競争防止法においても、同様の対応を行う必要がある」と、またその下の最後の段落にも、「特許法等の改正が行われる場合は、不正競争防止法においても、同様の規定を整備すべきである」ということで、どちらかというところの議論を援用するという形で、特許法改正についてご議論いただいた内容を踏まえるというように現時点ではせざるを得ないということで配慮して書いておるつもりでございますので、ご理解いただけたらと思います。

それでは、相澤委員、お願いいたします。

○相澤委員　今回の改正は書類提出命令そのものに対する改正ではなく、書類提出命令の必要性を判断するためのインカメラ手続に限られる、極めて法技術的なものと理解しています。

○岡村委員長　よろしいでしょうか。

○大水委員　皆さんにご教示いただきまして、ありがとうございました。結構でございます。

○岡村委員長　それでは、あとは特にご意見がなければ、時間的には少し早うございませうけれども、本日の審議はこれにて終わりたいと思います。本年7月にこの小委員会を立ち上げまして、検討を開始してきまして以来、各委員の皆様におかれましては大変貴重なご議論をいただいております。

それを踏まえて、このような形で中間報告案として、本日頂戴いたしました委員の皆様からのご意見を事務局のほうで整理をいたしまして、中間報告書案に反映いただいて、準備が整い次第、パブリックコメントにかけていきたいと思っております。

ここからの修正作業につきましては、座長である私に一任いただいて、その後、パブリックコメントにかかる案について委員の皆様方にご報告をする形とさせていただきたいと

と思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、ここからの修正は、座長である私のほうでまとめさせていただきたく存じます。

それでは、本日の議事は終了となりますので、糟谷局長より一言いただけましたらと存じます。

○糟谷局長　今年の7月から本日まで8回にわたりまして、座長の岡村先生はじめ委員の皆様方には本当に精力的にご議論いただきまして、ありがとうございました。また、この委員会だけではなくて、個別に何回も長時間、時間をとっていただいて、いろいろとご意見を伺い、また、ご議論させていただいたことにも感謝を申し上げます。

データがさまざまな付加価値の源泉になってきているという中で、基本的には契約に基づく自由な取引が前提だと我々は考えておりますけれども、他方で、きちっとしたルールがない結果、データを提供するのに非常に躊躇してしまうという声が大きいということも踏まえて、ルール化ができないかということで、ご意見をいただいてまいりました。

出すほうの抵抗感、また、データを活用される方が委縮されないかという、その両方に配慮をして、しかも、多分、世界で最初のルール化ということで、謙抑的、抑制的である必要もあるだろうと、そんなご意見もいただきながら、両方のバランスをとるような形でこの中間報告をとりまとめていただきましたことに御礼を申し上げます。

今日のご議論も受けた形で、中間報告案としてパブリックコメントにかけさせていただきまして、恐らく年明けになりますけれども、まとめさせていただくことになるかと思えます。

法律自体はこれから起草して国会で審議をいただくこととなりますが、その審議、そして成立を待つことなく、ガイドラインの検討については並行して始めさせていただきたいと思っております、年内にもワーキンググループを田村座長のもとで立ち上げていただいて、検討を始めていただきたいということでお願いをしたいと思います。

引き続き、いろいろな形でご指導、ご意見をいただきたく存じますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。

最後に、事務局から、連絡事項につきましてお願いいたします。

○諸永室長　　本日もご議論をありがとうございました。そして、今までとりまとめに向けてさまざまなご意見、中でも、皆様の団体の会員の方々なども含めて意見交換をありがとうございました。

先ほど座長に一任をいただきましたので、今日いただきましたご意見を速やかに反映させていただきます。座長の確認のもと、皆様にもご連絡させていただき、その後、パブリックコメントにかけてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○岡村委員長　　それでは、これをもちまして、第8回不正競争防止小委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

——了——